

子ども家庭支援センターすこやか
〒182-0022 国領町3-1-38 ココスクエア2階
☎481-7733 (午前9時～午後5時) 専用☎あり

●ファミリー・サポート・センター事業説明会

子育てを手伝ってほしい方(依頼会員)と手伝える方(協力会員)を結ぶ事業です。

協力会員による保育園や学童クラブへの送迎などの援助に対して、1時間当たり700円(休日・早朝・夜間は900円)が依頼会員から支払われます。

④事業説明会

期 1月24日(火) (①来館②オンライン※後日、登録のための来館が必要)

時 ①午前10時30分～11時30分②10時30分～11時

⑥協力会員講習会

期 ①2月4日(出)②5日(日)③7日(火)

時 午前9時30分～午後3時30分

④⑥共に

定 各申し込み順20人 期 当日登録する場合は会員登録する方の写真(縦3cm×横2.5cm)2枚

申 電話、Eメール(☎要確認)または直接すこやか

●小児科医による健康相談

日 2月8日(水)午前10時30分～11時30分

講 貫井清孝(すこやか協力医) 定 申し込み順5人

申 電話または直接すこやか 期 治療行為は行いません

●ひろばのお医者さん

虫歯予防など、子どもの歯の健康について学びます。

日 2月15日(水)午前10時30分～11時30分

講 古仙芳樹(フルセン歯科院長)

定 申し込み順40人程度 期 1月23日(月)午前9時からEメール(☎要確認)で申し込み

申 オンラインで開催する場合あり

基づく障害福祉サービス(生活介護)を受けられる方
定 若干名(選考) 期 障害者総合支援法などの規定により算出した利用料と実費

期 2月3日(金)までに電話で障害福祉課☎481-7094と希望の家深大寺☎426-8577の両方に要申し込み

スマホボランティア養成講座(全3回)

高齢者などへスマートフォンの使い方を教えるボランティアとして活動しませんか。

期 ①1月27日(金)②2月3日(金)③10日(金)

時 午前9時30分～正午

所 市民プラザあくろす3階第3会議室 期 スマートフォンの一般的な操作が可能な方(特殊な知識は不要)

定 申し込み順30人 期 ご自身のスマートフォン

他 スマートフォンを学ぶセミナーではありません。修了者には「修了証」を授与

申 期 前日正午までに電話で社会福祉協議会

☎481-7693

2月の調布市難病相談窓口

日 毎週木曜日午後1時～5時

期 難病患者の生活全般の困り事

申 期 希望日の1週間前までに電話・Eメールで

障 害 福 祉 課 ☎481-7089 ・ E 郵 箱 syougai@city.chofu.lg.jp

認知症に関する医師個別相談

日 2月8日(水)午後

所 文化会館たづくり3階305会議室

期 認知症と思われる症状があるものの、まだ医療にかかっていない方(本人も可)※診断は行いません

講 岩戸清香(精神科医師) 定 申し込み順2人

費 無料 期 現在服用している薬の内容が分かるもの

申 期 電話で高齢者支援室☎481-7150

からだ歩行補助具の相談室

杖や歩行器などの福祉用具の上手な活用について、理学療法士が個別にアドバイスします。

日 2月9日(木)午後

所 文化会館たづくり3階301・302会議室

期 65歳以上の市民(要介護認定者を除く)

定 申し込み順2人 期 無料

申 期 1月23日(月)から電話で高齢者支援室☎481-7150

暮らしの情報



税金・保険・年金

市民課・保険年金課・納税課の休日窓口

日 1月22日(日)、2月11日(祝)・26日(日) 時 午前9時～午後1時

期 保険年金課は国民健康保険のみ取り扱い。1月22日(日)は、マイナンバーカード・電子証明書に関する手続きは不可(市役所101会議室は開設しません)

所 市民課(市役所2階・市役所1階101会議室)

☎481-7041～5、保険年金課(市役所2階)

☎481-7052、納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

市税の納付は口座振替を～申し込みは郵送も可能～

【口座振替対象税目/納期限・申込期限】

①個人市・都民税(普通徴収)

②国民健康保険税

③固定資産税・都市計画税

①～③共に

随 時 期 (3月31日(金)振替) / 2月20日(月)(必着)

期 依頼書(市内の取扱金融機関に備え付け。郵送希望は要連絡)で申し込み※キャッシュカード(来庁者本人名義)と本人確認書類を市役所に持参し手続き可

期 個人市・都民税の年金特別徴収(公的年金からの天引分)は、口座振替での納付は不可

申 期 納税課(市役所3階) ☎481-7214～20



希望の家利用者募集

期 市内在住で愛の手帳を所持し、障害者総合支援法に

確定申告

期 市民税課☎481-7193～7

◎市役所での確定申告書の配布

期 2月1日(水)～3月15日(水)

申 なくなり次第終了となります。急ぎの場合などは武蔵府中税務署☎042-362-4711へ問い合わせまたは国税庁☎から印刷可

◎e-Taxをご利用ください

電卓不要、税務署への持参・郵送不要で便利です。配布できる確定申告書などには限りがあります。用紙が必要な場合は、国税庁☎から印刷してください。

◎事業主の皆さんは令和5年度給与支払報告書の提出を

令和5年1月1日時点で給与を支払い、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、1月1日時点で従業員が居住する市区町村に、1月31日(水)までに給与支払報告書を提出してください。年の途中に退職した方の分も提出が必要です。

◎にせ税理士に注意

税理士資格のない者が税務相談や税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているだけでなく、依頼者(納税者)が損害を被る恐れがあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

期 詳細は東京税理士会☎参照

市・都民税(住民税)の申告

市・都民税申告書は昨年申告した方へ2月13日(月)に発送予定です。申告が必要な方は、期限までに申告してください。なお、医療費控除とセルフメディケーション税制の申告では、令和3年度分から明細書の提出が必要となり、領収書の添付は不要となりました。領収書では受け付けできませんので、ご注意ください。

申 告 期 間 / 2月16日(水)～3月15日(水) 期 詳細は市☎参照

	医療費控除	セルフメディケーション税制
明細書記入事項 ※申告する合計額も要記入	1. 医療費の支払額 2. 診察などを受けた方の氏名 3. 診察などを行った病院・診療所の名称 4. そのほか参考となる事項(保険金などで補てんされる金額など)	1. 医薬品の購入費 2. 購入した医薬品の名称 3. 医薬品を購入した薬局・ドラッグストアなどの名称 4. そのほか参考となる事項(保険金などで補てんされる金額など)
明細書を健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などで代用	可※	不可

※医療費控除のみ、医療保険者から交付を受けた医療費通知を明細書として添付可。医療費通知にほかの診療分を加えて申告する場合、別途明細書を要作成(別紙(医療費通知を明細書)と合算で、合計〇〇円)と記入

武蔵府中税務署に申告書作成会場が開設

期 2月1日(水)～3月15日(水)(平日のみ)。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開設

時 午前8時30分～午後4時

期 所得税、復興特別所得税、贈与税、個人消費税

期 会場で受け取りまたはLINEで事前に入手する入場整理券が必要(当日の配付状況に応じて早めに締め切る場合あり)

確定申告書などの郵送先/

〒183-8510府中市本町4-2

東京国税局業務センター武蔵府中分室

期 武蔵府中税務署☎042-362-4711

●家屋の取り壊しなどを行った方へ

家屋の取り壊しや用途の変更(店舗だったものを居宅として使用するなど)を行った場合は、固定資産税などの金額が変更となるためご連絡ください。

期 資産税課☎481-7208・9